

産商第291号

平成16年2月23日

京都醍醐センター株式会社
代表取締役 市村 延之 様

京都市長 榎 本 頼 兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成15年6月30日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パセオ・ダイゴロー西館

京都市伏見区醍醐高畑町30-1

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成11年通商産業省告示第375号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

今後は、法第10条に規定するところにより、また、周辺の状況や経済状況などの変化に伴い新たな問題が生ずる場合にあっては、周辺の地域の生活環境の保持について適正な配慮を行い、当該大規模小売店舗を維持及び運営するよう留意することが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況・既存の問題点等）

当該商業施設は、店舗、公共駐車場、文化施設等の入居した複合施設であり、都市計画上の商業地域に立地している。北側及び西側に道路を隔てて京都市醍醐西市営住宅及び市営住宅駐車場が位置しており、東側に道路を隔ててパセオダイゴロー東館（アル・プラザ醍醐）、南側には道路を隔てて病院及び民家が立地している。

なお、店舗敷地内に施設利用者のものではない駐輪等が見受けられる。また、当該商業施設は平成14年2月26日に核店舗のヤマダ電機の営業時間の変更の届出が行われており、今回の届出は、それに引き続き、その他の店舗も含めて、全館9時から21時45分までに営業時間の延長を行うものである。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、出席者からの意見はなかった。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更計画における、指針に掲げる事項との関連では、営業時間の延長等により、一日あたりの総来客数が増加し、駐車場利用者や自転車等による来店客が増加すること、廃棄物等の排出量が増加すること及び昼間の等価騒音レベルの値が高くなることが予想される。

駐車場の利用者の増加については、営業実績からピーク時の来客数は増加しないと予想されるため、駐車場の収容台数に不足が生じる恐れは少ないと判断される。

駐輪場の利用者の増加については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を上回る台数が確保されており、営業実績からピーク時の来客数は増加しないと予想されるため、駐輪場の収容台数に不足は生じないと判断される。

廃棄物等の排出量の増加については、現状の排出量及び予測によれば、現在の保管施設容量により対応可能であると判断される。

昼間の等価騒音レベルの値が高くなることについては、変更前の営業時間に対する増加時間の割合が27.5%であり、変更に伴う等価騒音レベルの上昇値が1.1dBとなるものの、予測によれば規制基準値以下であることや、室外機等の増設や位置の変更がないことから、周辺の地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。

なお、自動二輪及び原動機付自転車を含む駐車（駐輪）が、歩道に隣接している外環状線沿いの店舗敷地で見受けられる。自動二輪及び原動機付自転車が歩道上を通行することは著しい危険を伴うことから、届出者は適切な駐車（駐輪）場所への誘導等の防止策を強化することが必要である。